

【令和2年度 県内避難者生活再建支援事業補助金のお知らせ】

東日本大震災により、秋田県内の応急仮設住宅等に入居していた方が、秋田県内で生活再建するために、新たな住宅へ転居する場合の引っ越しに要した費用について、補助金を交付します。

対象世帯

秋田県内に避難されている方のうち、次の補助要件を満たす世帯

◎ 平成28年4月1日以降に応急仮設住宅等に入居していた世帯のうち、 一般契約(自己負担)により秋田県内の民間賃貸住宅や公営住宅に入居している世帯

※ ただし、特定の事情で供与期間が延長される世帯及び、福島県の避難指示区域（H27.6.15現在）から避難されている世帯を除きます。

《応急仮設住宅等》

災害救助法に基づき、被災県からの応援要請に応え秋田県及び県内の市町村が応急仮設住宅として借上げ供与している民間賃貸住宅・公営住宅、被災県が供与している雇用促進住宅及び、その他同法によらず自治体の支援により無償供与されている公営住宅

補助要件

- 令和3年3月24日までに居住していた住宅を解約・退去し、秋田県内の新たな住宅に引っ越しすること。
なお、引っ越し先が複数箇所の場合にあっては、主たる世帯のみに対して補助する。
- 引っ越しする世帯全員が、引っ越し先に住民票を異動すること。
- 過去に当該補助金を受けた世帯員がいないこと。
- 避難元自治体等から、秋田県内での引っ越しに伴う費用の補助や助成を受けていないこと。

《新たな住宅》現在居住している住宅以外の住宅（購入した新築・中古住宅、公営住宅、民間賃貸住宅等）

補助額

- 一世帯あたり上限10万円（1,000円未満は切り捨て）



申請の流れ

- ①引っ越し業者等に見積り書の提出を依頼（2社以上から徴収）
- ②引っ越し予定日の14日前までに、補助金交付申請書（様式第1号）を県に提出
※ 引っ越し予定日の前に交付決定通知を受けなければなりません。
- ③県からの補助金交付決定通知書（様式第2号）を受領
※1 交付決定通知書を受領する前に引っ越しをした場合、補助金の支給ができない場合があります。
※2 予算の執行状況によっては、申請額から減額して交付決定をする場合があります。
- ④引っ越し実施
- ⑤引っ越し日の翌日から30日以内に必要書類を添えて補助金実績報告書（様式3号）を県に提出
※ ただし、令和3年2月28日以降に引っ越しが完了した場合は、令和3年3月29日（月）まで提出となります。
- ⑥県からの補助金額の確定通知後、請求書（様式第5号）を提出
- ⑦県から補助金額の支払い

申請期限

- 補助金交付申請書（様式第1号）提出期限
令和3年3月10日（水）必着

※ 予算の執行状況によっては、提出期限前に受付を終了する場合があります。

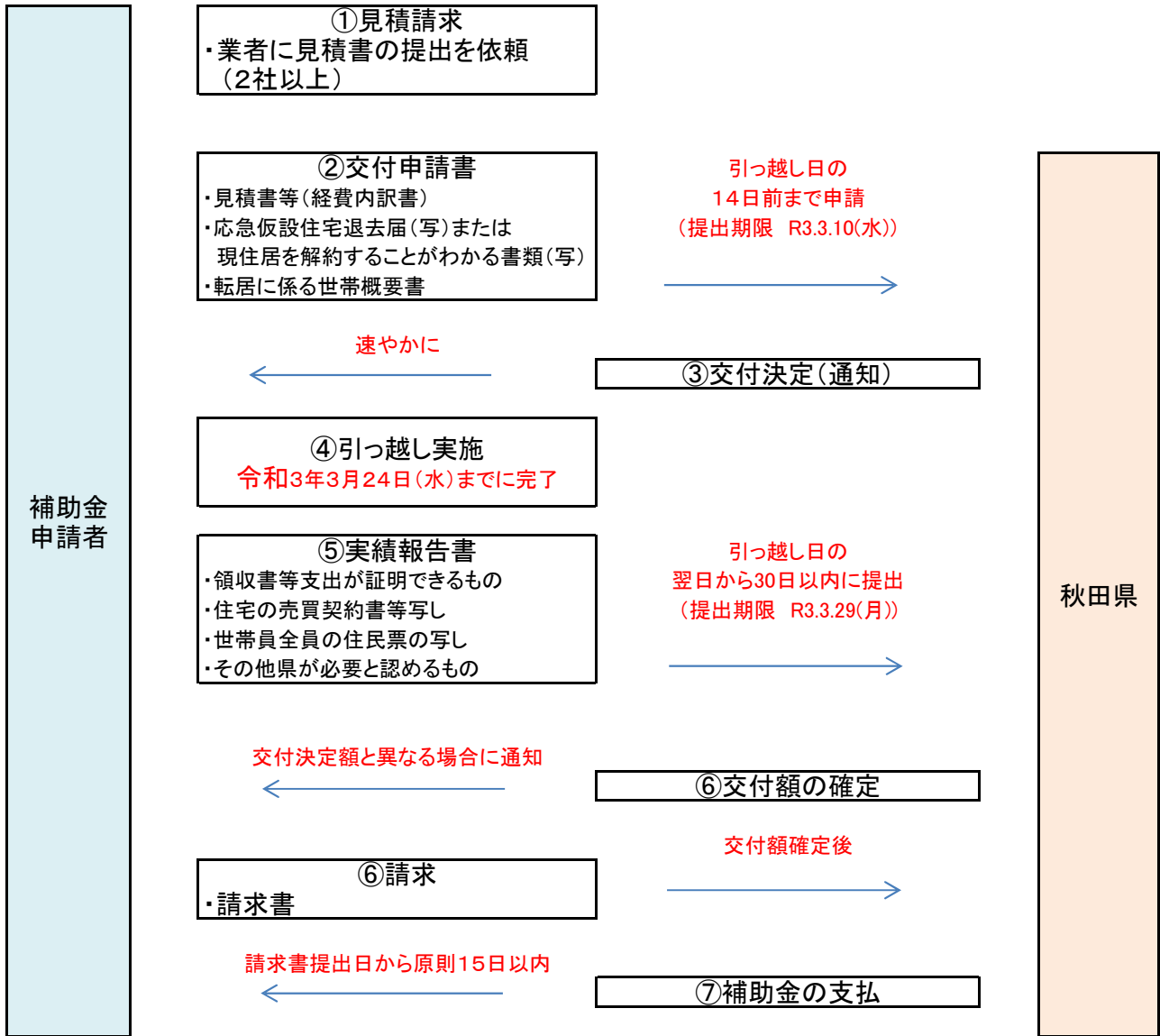
問い合わせ先

秋田県 企画振興部 総合政策課 被災者受入支援室

TEL：018-860-4504

FAX：018-860-4520

◇県内避難者生活再建支援事業補助金の流れ



◇県内避難者生活再建支援事業補助金の対象経費

区 分	内 容
1 家財道具の引っ越し業者による運送費用	県内の新たな住宅に引っ越しに要する家財の運搬費用及び荷造り等とサービス費用 ただし、貨物自動車運送事業法に基づく届出または許可を受けた引越業者による家財の運搬費用に限る
2 家財道具の引っ越しのため運搬車両のレンタル費用	県内の新たな住宅に引っ越しに要する家財の運搬のための車両を借り上げた費用 ただし、道路運送法に基づくレンタカー事業許可を受けたレンタカー業者からの車両に限る
3 2の車両の燃料代	上記2で給油を要する場合のガソリンまたは軽油代金
4 その他	その他知事が必要と認めた費用